

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 11 回総会 次第	
日 時	令和 7 年 (2025 年) 2 月 26 日 (水) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、4 番 小泉委員、5 番 小川委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、11 番 郷原委員、12 番 市川 委員、にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 31 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 31 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、以降 は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について 1 月 14 日から 2 月 10 日までに受理し処理した案件に ついて報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 3 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧くだ さい。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 2 月 18 日に専用住宅へ転用のため、令和 7 年 2 月 13 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 2 と、3 ページの整理番号 2 の案内図 をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 3 月 1 日に店舗、事務所、共同住宅へ転用のた め、令和 7 年 2 月 13 日に専決処分いたしました。 以上 2 件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、1月14日から2月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4～6ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年4月1日に資材置場へ転用のため、令和7年1月28日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年2月12日に診療所へ転用のため、令和7年1月30日に専決処分いたしました。 以上2件のうち、1件は賃貸借の設定となります。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第37号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、議案第37号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料7ページの議案書、8ページの議案第37号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理

	事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、年間 5,900 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 300 日で、農業従事者 1 名と農業補助者 1 名で営農するとのことです。対象地については、継続の貸し借りです。なお、本件以外に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案が 4 件あり、重複している内容についての説明は、割愛させていただきます。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
9 番（三橋委員）	議長。9 番。2 月 18 日(火)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 37 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 37 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 4、議案第 38 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 4、議案第 38 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 9 ページの議案書、10 ページの議案第 38 号参考資料をご覧ください。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。期間は令和 7 年 3 月 1 日から

	令和10年2月29日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当り24円で、年間18,100円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年300日で、農業従事者1名で営農するとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10番(飯田委員)	議長。10番。2月18日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第38号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第38号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第39号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、ならびに、日程第6、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、2件まとめて上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、議案第39号及び日程第6、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料11ページ及び12ページの議案書、13ページの議案第39、40号参考資料をご覧ください。参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。期間は令和7年3月1日から令和10年2月29日までの3年間で、1筆は賃貸借、もう1筆は使用貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当り24円で、年間7,400円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年200日で、農業従事者1名で営農するとのことです。

	なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
9 番 (三橋委員)	議長。9 番。2 月 18 日 (火) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 39 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 39 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第 40 号について、採決いたします。 議案第 40 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 40 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第 7、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 14 ページの議案書、15 ページの議案第 41 号参考資料をご覧ください。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 2 筆で年間 20,000 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 300 日で、農業従事者 1 名と農業補助者 3 名で営農するとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番 (飯田委員)	議長。10 番。2 月 18 日 (火) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証

	明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第41号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第41号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第42号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第8、議案第42号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 16 ページの議案書、17 ページから 19 ページの議案第 42 号参考資料および本日お配りしております、議案第 42 号回答案をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 本件の対象地は令和 5 年 4 月 1 日付けの法改正に伴い、令和 7 年 4 月 1 日以降は農用地利用集積計画による賃貸借権の設定が行えなくなったことから、利用集積計画に変わる新たな事業として発足した促進計画により賃貸借権の設定を新規で行おうとするものです。 なお、促進計画は、農業会議からの要請を受け、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、神奈川県による審査・認可を経て、県により公告されます。 参考資料 17 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 現在、耕作している土地について現地調査を行ったところ、草木が繁茂され耕作されていない状態でした。今後、転借人が利用を開始する前に、神奈川県による草刈り等を含めた作業が入る予

	定であることを確認しています。 期間は令和7年5月1日から令和10年4月30日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間合計額17,000円となっています。転借人の農業従事見込み日数は年180日で、農業従事者1名で営農することです。 なお、転借人は、参考資料18ページのとおり、平成30年11月28日に開催された「かながわ農業サポーター認定委員会」において、営農計画が審査され、認定基準を満たし、また営農意欲も十分なことから、県知事から「かながわ農業サポーター」として認定されています。 かながわ農業サポーター制度は、市民農園以上の規模の農地を耕作したいという意欲と、一定の技術を持った方を、県知事が「かながわ農業サポーター」として認定し、販売を視野に入れた本格的な農業に取り組んでもらうという施策です。 農業サポーターの認定基準は、15歳以上で、農業に関する事業・教育・自治体の農業研修等を2年以上従事・修了した者で、農業機械等を利用し、自らが責任を持って借りた農地を耕作すること、また、年間の営農日数が計画上150日以上となっています。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
9番(三橋委員)	議長。9番。2月18日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、雑草が生えている状態でしたが、先ほどの事務局の説明のとおり、今後、作業が行われる予定であることを確認しています。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第42号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第42号は承認されました。ご意見

	ございませんでしたので、議案第42号回答案のとおり「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」については、農水課に回答します。
議長(平井会長)	次に、日程第9、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第9、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。 諸般の報告1、農地パトロール実施計画の改定について、報告いたします。 お手元の「諸般の報告1参考資料」の資料をご覧ください。 他市の状況やパトロールの実施状況を踏まえて、農地パトロールの回数を原則、年4回から年2回に変更するため、改正します。総会終了後に市ホームページに掲載を予定しています。 次に、諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 次期候補地の現地視察を1月30日(木)に和田委員、石原委員、小泉委員で行い、2月13日(木)に土地所有者3名と現地で立ち合いの後、同意書をいただきました。 対象地の詳細については、お手元の「諸般の報告2参考資料①及び参考資料②」をご覧ください。 今回、お借りする農地は全部で3筆、1,500㎡になり、活動の期間は令和9年3月31日までとなります。 地権者との話し合いにより、3筆を一体として耕作することで合意が得られております。 1回目の作業は、3月6日(木)午後1時30分から2時間で全体の除草作業を行います。 当日は、Cグループが担当の順番になりますが、作業量が多いため全員で行いますので、A・B・Cグループでお願いしたいと思います。 駐車スペースですが、農地の脇に縦列駐車が出来ますので、到着した方から順番に詰めて駐車いただきますようお願いいたします。 また、隣接に石原委員の農地がありますので、止めきれない場合はそちらに駐車をお願いしますので、当日案内させていただきます。 本日みなさまの机の上に依頼文書を配布させていただきましたので、ご確認ください。 当日が雨天の場合は、3月10日(月)の午後1時30分から延期します。 次に、諸般の報告3、次回の総会は、3月27日(木)午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂になります。 なお、午後3時から鎌倉市遊休農地解消対策協議会を開催しますので、ご出席の程、よろしくお願いします。 諸般の報告は、以上です。

議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6 年度第11回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 4番	小糸 紀文夫
議事録署名委員 5番	小川 和己